

指定管理者に関するモニタリングシート

黄色のセルを施設担当課が記入

1 施設の概要

(モニタリング実施年度: 平成 29 年度)

施設の名称	東大阪市立心身障害児通園施設 第1はばたき園、第2はばたき園	指定期間	28年度～	28年度	
		指定の方法	複数施設を一括指定管理		
施設所管課	子どもすこやか部 子ども家庭課	連絡先	06-4309-3194		
設置目的	心身障害児の福祉の増進を図る				
施設内容・業務内容等	東大阪市立福祉型児童発達支援センター「第1はばたき園」の運営に関する業務 東大阪市立医療型児童発達支援センター「第2はばたき園」の運営に関する業務 心身障害児に必要な診療及び療育指導に関する業務等				
指定管理者	社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団	連絡先	総務課 072-975-5700		
人員体制	正規職員	69	人	パート・アルバイト	0
				その他	45
					人

2 管理運営状況等

年度	実績			今年度(予算)	次年度(見込)
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
管理形態	指定管理	指定管理	指定管理	その他	その他
供用(開館)日数	234	235or231	224	0	0
指定管理委託料(千円)	644,804	646,592	643,248	0	0
利用状況	1 はばたき園 (延べ在園児数)	1,045	1,125	1,091	補足説明: 第1はばたき園定員60名 第2はばたき園定員40名
	2 はばたき園 (延べ利用者数)	9,292	11,017	10,507	補足説明:
	3				補足説明:

3 モニタリングの総括

「個別評価」(自動表示) : S=チェック項目が全て○、A=×がなく「得点」が中間点以上、
 B=×がなく中間点未満あるいは×が1個で「得点」が中間点以上、C=×が2個以上。
 「最終評価」(任意決定) : 個別の評価結果を踏まえて、評価者の裁量で決定する。

モニタリングの観点	施設担当課のモニタリング	
	個別評価 S A B C	評価できる点や要改善事項
A 行政視点 施設の設置目的が達成でき、事業の継続性が期待されるとともに、市民の安全の確保が図られているか？	S	心身障害児通園施設の運営管理については適正に実施され、指定管理者がもつ障害者事業のノウハウや高度な専門知識を活用し、効果的・効率的な運営管理がなされており、市内の障害福祉関係機関や地域等とのネットワークの中核的な役割も果たしている。
B 管理・運営能力 人員・予算等の資源を管理し、快適に施設や設備等を利用できる環境を整備しているか？	A	業務に必要な人員は配置され、療育を行うための設備や備品の整備も行われている。施設の老朽化、狭隘化により様々な課題はあるが、平成29年4月に新施設に移転することで解消に努めてもらいたい。
C サービス 平等な利用の確保及びサービス向上が図られているか？	A	障害児の療育、相談、診療に特化した施設であり、一般市民が自由に入出し利用できるものではないが、施設利用者や施設の利用を希望する方に対しては、職員がもつ高度な専門知識を活用し、適切なサービスを提供している。
D 市民視点 市民の声が反映される管理・運営が行われているか？	A	施設利用者に対しては、定期的に利用者アンケートを実施し、利用者の声を反映した、ニーズに応じたサービスが提供されている。苦情にたいしても迅速に対応している。
E 効果・効率性 施設の効果を最大限発揮しようとするとともに、管理経費の縮減が図られているか？	A	指定管理者がもつノウハウや専門知識を發揮し、障害児に対する療育・相談・診療という総合的な支援を行っている。また、市内の他の障害者施設事業者に対しても研修や指導を行い、基幹的な役割を果たしている。管理経費の節減にも努められている。
F 法令等遵守 法令や各種規則等を理解し、遵守することで、社会的責任を果たしているか？	A	心身障害児に対する福祉サービスを総合的に継続して提供することは、障害児やその保護者が地域で安心して生活していくことに繋がり、市の障害施策を安定的に行うためにも、果たす社会的責任は大きいと考える。
課題への対応 今後の取組	最終評価 (任意設定) A	平成29年4月からは障害児者のライフステージに応じた支援を行う児者一貫の施設になる。今後とも、指定管理者がもつ障害福祉事業のノウハウや高度な専門知識を活用し、障害児者一貫のサービスを提供する施設としてより効果的・効率的な管理運営を行ってもらいたい。また、市内の障害者施設事業者や地域等のネットワークの基幹的な役割を果たしてもらいたい。